

東浦町寝具のクリーニング事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の寝たきりの高齢者等に対し、日常生活に欠かせない掛布団、敷布団及び毛布（以下「寝具」という。）をクリーニングする事業に関し必要な事項を定め、もって在宅の寝たきりの高齢者等が清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、本町に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項の規定による要介護認定において要介護度4以上の者
- (3) 身体障害者手帳1種1級又は1種2級の保持者のうち肢体不自由の者

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、寝具のクリーニングとする。

(利用の申請)

第4条 この事業を受けようとする者は、寝具のクリーニング申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、寝具のクリーニング事業実施決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(利用回数等)

第6条 この事業の利用回数は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住民税非課税世帯 月1回
 - (2) 住民税課税世帯 年4回以内
- 2 1回に利用できる寝具の枚数は、掛布団、敷布団、敷パッド及び毛布のうち3枚を限度とする。
- 3 第1項の住民税の課税状況は、申請を受けた当該年度（4月及び5月の申請については前年度。）に対象者が属する世帯の住民税課税状況とする。

(委託)

第7条 この事業の実施に当たっては、業者に委託して行うものとする。

(民生委員の協力)

第8条 町は、この事業の遂行に当たっては、常に民生委員と連絡を密にし、協力を得るものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 11 年度において改正前の東浦町寝具のクリーニング・乾燥事業運営要綱により寝具のクリーニング・乾燥を利用し、かつ、引き続き寝たきりの状態にある者は、改正後の東浦町寝具のクリーニング・乾燥事業運営要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

寝具のクリーニング申請書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所 東浦町大字 字

(申請者)

氏 名

電話番号

次のとおり、寝具のクリーニングを申請します。

なお、認定に当たっては、対象者の介護保険の認定状況等及び世帯全員の住民税の課税状況等の調査を東浦町長に委任します。

台帳番号

対象者氏名		年 月 日生	男・女
対象者住所	東浦町大字 字	電話	
申請理由	・ひとり暮らし高齢者 ・介護保険 要介護度4・5 (認定期間 年 月 日～ 年 月 日) ・身体障害者手帳1種1級・2級(肢体不自由)		
世帯の状況	氏 名	続 柄	生年月日
			備 考
			課税・非課税
			課税・非課税
			課税・非課税
			課税・非課税
			課税・非課税
			課税・非課税

(添付書類) 1 身体障害者手帳の写し(所持者のみ)

2 課税資料が東浦町にない方は住民税の課税状況を証明する資料

(注 意) クリーニングは、1回につき掛布団、敷布団、敷パッド及び毛布のうち3枚を限度とする。

様式第2（第5条関係）

<p>寝具のクリーニング事業実施決定（却下） 通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>東浦町長</p>	
<p>年 月 日付で申請のあった寝具のクリーニングについて、下記のとおり 決定 ・ 却下 します。</p>	
住 所	東浦町大字 字
氏 名	
利用できる 枚 数	1回につき掛布団、敷布団、敷パッド及び毛布のうち3枚を限度とする。
利用できる 回 数	
却下の理由	